

令和7年
8月14日
スタート!

司法書士による 無料相談会

開催日：毎月 第2・第4 木曜日（※祝祭日は除く）

開催時間：13時～16時 【1回30分】

- ①13時00分～ ②13時30分～ ③14時00分～ ④14時30分～
⑤15時00分～ ⑥15時30分～

* 予約不要。

* 先着順で、受付（法務局1階）にて上記①～⑥の番号札をお取りいただき、その時間にご相談ください。

開催場所：神戸地方法務局 明石支局1階

《注意事項》

司法書士による無料相談において、司法書士は、あらゆる相談に対してお答えできるわけではあり
ません。以下に、お答えできる相談、お答えできない相談の例を挙げますので、参考にして下さい。

【お答えできる相談の一例】



- 相続登記をしないといけないが、これからどうしたらいいのか、教えてほしい。
- 相続登記をしないといけないが、どういう書類が必要なのか、教えてほしい。
- 相続登記をしないといけないが、誰が相続人になるのか、教えてほしい。
- 不動産を生前贈与したいが、どうしたらいいのか、教えてほしい。
- 遺言書を作りたいが、どうしたらいいのか、教えてほしい。 など

【お答えできない相談の一例】



- 登記申請書を自分で作成したが、内容をチェックしてほしい。
- 遺産分割協議書を自分で作成したが、内容をチェックしてほしい。
- 戸籍謄本を取り集めしたが、全て揃っているかどうか、チェックしてほしい。
- 遺言書を書いたが、これでいいか、チェックしてほしい。

など

* お答えできない相談につきましては、「司法書士 明石支部会員名簿」等を参考に、個別に司法書士事務所へ問い合わせの上、ご相談ください。なお、個別相談は有料の可能性あります。また、個別相談であっても、書類のチェック等には対応していない事務所もありますので、あらかじめご了承ください。